

## デジタルデビューワーキンググループ 開催要綱(案)

### 1. 会の名称

本ワーキンググループは、「デジタルデビューワーキンググループ」という。

### 2. 趣旨

「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を実現するため、社会全体にデジタル技術の利便性をわかりやすく伝え、「新しくデジタルに触れる、感じる」、デジタルデビューの取組を促進するための検討を行う。

### 3. 本検討委員会の運営

- (1)本ワーキンググループには、主査1名を置く。
- (2)主査は「デジタルの日」検討委員会座長の指名により決定する。
- (3)本ワーキンググループの委員は「デジタルの日」検討委員会座長及び主査の承認により決定する。また、「デジタルの日」検討委員会の委員として委嘱を受けている者は、本ワーキンググループの委員として委嘱を受けているものとみなし本ワーキングの委員とすることができる。
- (4)主査は本ワーキンググループを召集し、主宰する。
- (5)主査不在のときは、主査代理を臨時に指名し、主査に代わって本ワーキンググループを召集し、主宰することができる。
- (6)主査は、必要があると認める時は、本ワーキンググループに必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (7)本委員会における審議において、その性格上、特定の企業等に係る事例に言及する可能性があるため、原則として議事は非公開とする。  
ただし、個別の情報に言及される可能性が低いとあらかじめ見込まれる等の場合には、事務局が主査と相談して、対応を決定する。
- (8)配付資料及び議事要旨は、原則として公開する。ただし、主査が特に必要と認めるときは、配布資料及び議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (9)本ワーキンググループの庶務は、デジタル庁において処理する。
- (10)主査は、上記の他、本ワーキンググループの運営に必要な事項を定める。